木造住宅 構造の扉 第4回

[4号建築物]

西澤博文(船橋支部)

土台と基礎の緊結

建築基準法施行令の木造仕用規定項目のチェック

令第42条 □1項:1階柱脚は土台に緊結

□2項土台は基礎に緊結

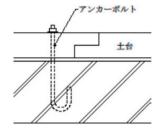
土台を設置し、基礎に緊結する。

(建築基準法施行令第42条2項 参考)

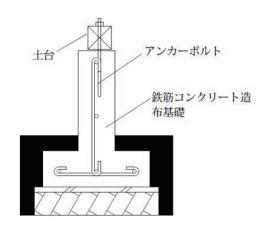
土台から上の構造物は、基礎と一体となっていることが求められている。そのため、 下図のように土台を基礎に緊結する必要がある。

アンカーボルトの設置箇所について、法律には細かな規定はないが、以下のように 設けるのが望ましい。

- ① 耐力壁の両端の柱に近接して
- ② 土台の継手および仕口箇所の上木端部
- ③ その他2階建てでは間隔2.7m以内 (参考 3階高は間隔2.0m以内)



また、アンカーボルトの埋め込み長さについても、同様に法律には、細かな規定はないが、Zマーク表示金物等の認定を取得したものを、その方法に従って設ける。



- I 平屋建ての建築物で足固めを使用したものは、土台を設けないこともできる。
- I 延べ床面積が50㎡以下の平屋建ての建築物では、土台を基礎に緊結しないこともできる。

ただし、その場合でも構造安全性をどのように確保する かを検討する必要がある